

< 下野市電子納品運用ガイドライン（案）の運用開始について >

本市では、事務の効率化及び保管スペースの縮小を目的とし、電子納品へ段階的に円滑な移行を図るため、「下野市電子納品運用ガイドライン（案）」を作成し、平成19年6月から業務委託及び建設工事の一部で電子納品に取り組みます。

「下野市電子納品運用ガイドライン（案）」は、特記仕様書作成、事前協議の内容、具体的な書類の作成・確認方法など、電子納品を実施するにあたり、必要な措置を盛り込んだもので、国土交通省で作成した「電子納品関連要領（案）・基準（案）」及び「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン（案）」に準拠しています。

「下野市電子納品運用ガイドライン（案）」は、市ホームページ・入札情報・「電子納品」に掲載してあります。

適用時期

平成19年 6月 1日以降、発注する建設工事及び業務委託（調査・測量・設計業務）に適用し、順次拡大いたします。